

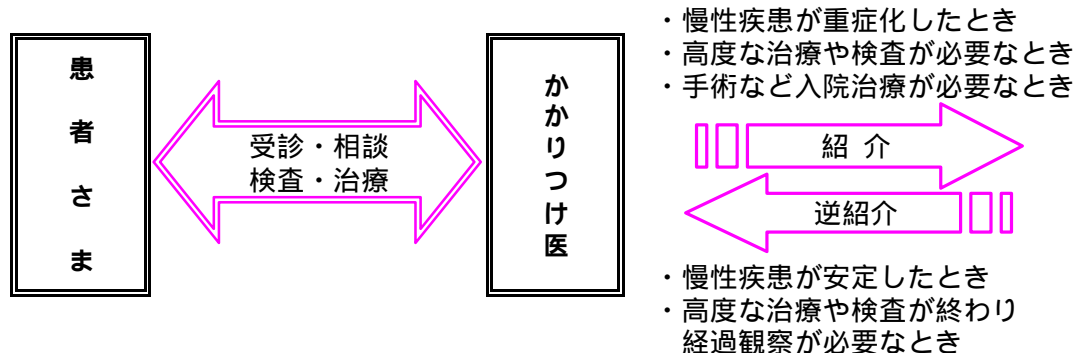
## 初診患者さまへのお知らせ

平成20年1月4日より

現在当院では、国の推進する「医療機関の機能分担」に基づき、他の病院又は診療所からの紹介状なしに直接受診された初診患者さまについては、医療費の他に保険外併用療養費として3,000円(税込)を頂いておりますが、いまだに紹介状を持たれずに来院される方がたくさんいらっしゃいます。病状の経過の把握や、診療を迅速・的確に行うためには紹介状が極めて有用です。さらなる病診連携推進のため、**保険外併用療養費**を平成20年1月4日より**5,000円(税込)**とさせていただきます。是非「かかりつけ医」をおつくりいただき、紹介状をご持参のうえ受診して頂けますようお願い申し上げます。

### 保険外併用療養費とは

国が病院と診療所の機能分担の推進を図るために定めた制度で、他の医療機関等から紹介なしに200床以上の病院において初診で受診した場合、初診料の他に各病院が定めた金額を徴収できることとなっています。もちろん初診時に紹介状があれば保険外併用療養費は必要ありません。



災害医療センター

当院は今後もこうした国の進める制度に積極的に取り組み、地域医療の充実に貢献していけるよう努力いたしますので何卒ご理解・ご協力頂けますようお願い申し上げます。

災害医療センター院長